

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">有機認定業務規程</p> <p style="text-align: center;">平成 28 年 <u>9</u> 月改訂版</p> <p>(申請手数料)</p> <p>第 13 条 当財団は、第 <u>34</u> 条に基づく認定申請を受理する場合は、当該申請者から別表 1 に定める申請手数料を徴収する。</p> <p>(認定に関する業務に係る文書の整備及び管理)</p> <p>第 31 条 当財団は、認定に関する業務に係る文書及び記録を別に定める「認定文書規程」に基づき適切に管理する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (1) ~ (8) 略</p> <p>(9) <u>認定に関する業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項を記載した書類 (専門的業務損害賠償責任保険証券、財産目録、貸借対照表並びに事業報告等)</u></p> <p>(報告及び公表)</p> <p>第 58 条 当財団は、申請者の認定をしたときは、遅滞なく次の事項 (これらの事項に変更があったときは、変更後のもの) を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項 (これ</p>	<p style="text-align: center;">有機認定業務規程</p> <p style="text-align: center;">平成 28 年 <u>3</u> 月改訂版</p> <p>(申請手数料)</p> <p>第 13 条 当財団は、第 <u>35</u> 条に基づく認定申請を受理する場合は、当該申請者から別表 1 に定める申請手数料を徴収する。</p> <p>(認定に関する業務に係る文書の整備及び管理)</p> <p>第 31 条 当財団は、認定に関する業務に係る文書及び記録を別に定める「認定文書規程」に基づき適切に管理する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (1) ~ (8) 略</p> <p>(9) <u>財務諸表等 (財産目録、貸借対照表並びに事業報告)</u></p> <p>(報告及び公表)</p> <p>第 58 条 当財団は、申請者の認定をしたときは、遅滞なく次の事項 (これらの事項に変更があったときは、変更後のもの) を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項 (これ</p>

改 正 案	現 行
<p>らの事項に変更があったときは、変更後のもの)を提供する。なお、農林水産大臣への報告にあたっては、JAS法省令別記様式第5号をもって遅滞なく報告する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 当財団は、認定事業者から前年度の格付実績の報告<u>(有機農産物の生産行程管理者にあつては、認定に係るほ場の面積を含む)</u>を受け、農林物資の種類ごとにとりまとめ、毎年9月末までに農林水産大臣に報告する。</p> <p>改訂理由) JAS法律施行規則の改正に伴う変更及び条数(誤記)修正。</p> <p>(附則)</p> <p>14. 平成28年3月6日一部改訂(この一部改訂は平成28年4月1日より施行する)。</p> <p><u>15. 平成28年9月11日一部改訂(この一部改訂は平成28年10月1日より施行する)。</u></p>	<p>らの事項に変更があったときは、変更後のもの)を提供する。なお、農林水産大臣への報告にあたっては、JAS法省令別記様式第5号をもって遅滞なく報告する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 当財団は、認定事業者から前年度の格付実績の報告を受け、農林物資の種類ごとにとりまとめ、毎年9月末までに農林水産大臣に報告する。</p> <p>(附則)</p> <p><u>14. 平成28年3月6日一部改訂(この一部改訂は平成28年4月1日より施行する)。</u></p>